

鹿児島市身体障害者寝具乾燥事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、重度身体障害者の寝具の洗濯・乾燥・消毒（以下「寝具乾燥」という。）をすることにより、重度身体障害者の保健衛生の向上及び福祉の向上を図る身体障害者寝具乾燥事業（以下「事業」という。）を実施するについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「重度身体障害者」とは、1月の大半を寝たきりの状態で過ごし、かつ、日常生活に他人の介護を要する状態が6月以上継続している者をいう。

(事業の対象者)

第3条 事業の対象者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 本市に居住する65歳未満の重度身体障害者であること。
- (2) 伝染性疾病を有しないこと。
- (3) 世帯の生計中心者の前年の所得税が非課税である世帯に属する者であること。

2 鹿児島市障害福祉に関する寡婦（寡夫）控除のみなし適用に関する運用を定める要綱の規定に基づき、みなし適用の該当が認められた者については、その認められた内容に応じて、寡婦控除、特別寡婦控除又は寡夫控除があるものとみなして、前項第3号の所得税課税所得金額の算定を行うものとする。

(申請等)

第4条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿児島市身体障害者寝具乾燥事業利用申請書（様式第1）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査の上速やかに利用の可否を決定し、鹿児島市身体障害者寝具乾燥事業利用決定通知書（様式第2）又は鹿児島市身体障害者寝具乾燥事業利用却下決定通知書（様式第3）により申請者に通知するとともに、利用の決定を受けた申請者（以下「利用者」という。）に、鹿児島市身体障害者寝具乾燥事業利用券（様式第4。以下「利用券」という。）を交付するものとする。

3 利用券は、事業を利用しようとする年度の7月31日までに申請した利用者には3枚、当該年度の8月1日から11月30日までに申請した利用者には2枚、当該年度の12月1日以降に申請した利用者には1枚交付する。

4 利用券の有効期限は、当該利用券の交付を受けた日の属する年度の3月31日までとする。

(実施の方法)

第5条 寝具乾燥の業務は、市と委託契約を締結した業者（以下「業者」という。）が、市長の指示により行う。

(寝具乾燥の対象)

第6条 寝具乾燥の対象は、重度身体障害者が現に使用している次に掲げる物とする。

- (1) 掛けふとん
- (2) 敷きふとん
- (3) 毛布

(費用負担)

第7条 事業の利用に係る利用料は、無料とする。

(届出の義務)

第8条 事業の利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、市長に対し、速やかに鹿児島市身体障害者寝具乾燥事業利用資格喪失(辞退)届出書(様式第5)を提出しなければならない。

- (1) 伝染性疾病にり患したとき。
- (2) 身体障害者福祉施設に入所するとき、又は長期にわたり入院するとき。
- (3) 前2号のほか事業の利用の必要がなくなったとき。
- (4) 住所を変更したとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(桜島町等の編入に伴う経過措置)

2 桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の編入の際現にこれらの町の区域に住所を有している者に係る寝具乾燥については、平成17年3月31日までの間に限り、この要綱の規定にかかわらず、それぞれ桜島町寝具洗濯乾燥消毒サービス事業実施要綱(平成12年桜島町告示第7号)、喜入町寝具洗濯乾燥消毒サービス事業実施要綱(平成12年喜入町告示第26号)、松元町在宅要援護高齢者等寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業実施要綱(平成12年松元町告示第13号)及び郡山町寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業実施要綱(平成13年郡山町要綱第20号)の例による。

3 吉田町の編入の際現に吉田町の区域に住所を有している者については、この要綱の規定は、平成17年3月31日までの間は、適用しない。

付 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に改正前の鹿児島市身体障害者寝具乾燥事業実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市身体障害者寝具乾燥事業実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。